

激変緩和措置における道路占用料単価表

(単位:円)

占用物件		単位	占用料単価				
			現行単価	令和3年度	令和4年度	令和5年度 改正後	
法第32条第1項第1号に掲げる 工作物	第1種電柱	本/年	1,800	2,160	2,590	3,080	
	第2種電柱		2,880	3,450	4,140	4,730	
	第3種電柱		3,960	4,750	5,700	6,380	
	第1種電話柱		1,110	1,500	2,040	2,750	
	第2種電話柱		1,800	2,430	3,280	4,400	
	第3種電話柱		2,490	3,360	4,530	6,050	
	その他の柱類		140	180	230	270	
	共架電線その他上空に設ける線類	m/年	20	22	24	27	
	地下に設ける電線その他の線類		10	16	16	16	
	路上に設ける変圧器	個/年	1,400	1,750	2,180	2,690	
	地下に設ける変圧器	m ³ /年	960	1,150	1,380	1,650	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	個/年	2,580	3,320	4,280	5,500	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		/	2,310	2,310	2,310	
	広告塔	m ³ /年	8,800	10,560	12,670	14,550	
その他のもの	2,730		3,460	4,390	5,500		
法第32条第1項第2号に掲げる 物件	外径が0.07m未満のもの	m/年	93	110	110	110	
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの			120	150	160	
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		630	300	300	300	
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		630	400	400	400	
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		630	600	600	600	
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの			660	660	660	
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		650	790	960	1,150	
	外径が0.7m以上1.0m未満のもの		930	1,130	1,370	1,650	
	外径が1メートル以上のもの		1,860	2,410	2,960	3,300	
法第32条第1項第3号に掲げる施設		m ³ /年	2,230	3,050	4,110	5,500	
法第32条第1項第4号に掲げる施設		m ³ /年	2,260	3,050	4,110	5,500	
法第32条第1項第5号に掲げる 施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	m ³ /年	A × 0.004	A × 0.004	A × 0.004	A × 0.004
		階数が2のもの		A × 0.006	A × 0.006	A × 0.006	A × 0.006
		階数が3以上のもの		A × 0.008	A × 0.008	A × 0.008	A × 0.008
	上空に設ける通路	5,800		7,270	7,270	7,270	
	地下に設ける通路	3,700		4,360	4,360	4,360	
その他のもの	2,240	3,040	4,130	5,500			
法第32条第1項第6号に掲げる 施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	m ³ /日	88	100	120	140	
	商品置場その他これに類するもの	m ³ /年	8,800	10,560	12,670	14,550	

占用物件		単位	占用料単価				
			現行単価	令和3年度	令和4年度	令和5年度 改正後	
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチ式であるものを除く)	㎡/年	8,800	10,560	12,670	14,550	
	標識	個/年	2,200	2,790	3,540	4,400	
	旗ざお及び幕	祭礼,縁日等の際し一時的に設けるもの	㎡又は本/年	88	100	120	140
		その他のもの	㎡又は本/年	8,800	10,560	12,670	14,550
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	基/年	88,000	105,600	126,700	145,590
		その他のもの	基/年	44,000	52,800	63,360	72,790
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の置場	板囲, 足場, 詰所その他の工事用施設, 危険防止施設及び工事用材料置場	㎡/年	8,800	10,560	12,670	14,550	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設		㎡/年	2,730	3,490	4,460	5,500	
令第7条第12号に掲げる器具 ※車両止め装置		㎡/年	A × 0.018	A × 0.020	A × 0.023	A0.024	

・表中のアルファベットについて

A・・・近傍類似の土地の時価を表す。

・電柱・電話柱について

第一種・・・3条以下の電線を支持するもの。

第二種・・・4条または5条の電線を支持するもの。

第三種・・・6条以上の電線を支持するもの。

・法第32条第1項

第一号・・・電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、
広告塔その他これらに類する工作物。

第二号・・・水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件。

第三号・・・鉄道、軌道その他これらに類する施設。

第四号・・・歩廊、雪よけその他これらに類する施設。

第五号・・・地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設。

第六号・・・露店、商品置場その他これらに類する施設。

第七号・・・道路法施行令第七条に定められたもの。